平成２８年（フ）第６６号
茨城県石岡市山崎3765番地２、前住所茨城県石岡市山崎3746番地３
破産者　髙木　廣秀
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６０４号
埼玉県川口市領家１丁目４番12号
破産者　牧自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１４号
埼玉県上尾市浅間台４丁目３番地４　アトレハイツＡ―102
破産者　株式会社ブライトオフィス
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１８号
千葉県八千代市勝田台２丁目16番地の５　１棟103号
破産者　永井　清孝
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７４号
千葉市花見川区浪花町953番地５　シャルム検見川207号、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野中央９丁目14番地２　ヴューテラスおゆみ野302号
破産者　越田　大介
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７５号
千葉県柏市柏３丁目７番21号
破産者　株式会社ピークエンタープライズ
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０８号
千葉市稲毛区長沼町134―30コンフォール長沼302、住民票上の住所千葉県八街市八街は106番地185
破産者　嵐　　健
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１５号
千葉市中央区都町962番地19
破産者　和知　仁司
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１６号
東京都千代田区外神田１丁目14番２号
破産者　有限会社ワチライトパーツ
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
千葉県柏市布施146番地16　サンブルー105号
破産者　市川　珠梨（旧氏名篠原千春・市川千春）
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３８号
千葉県我孫子市中峠台６番地の４
破産者　大原喜美雄
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８５号
千葉県松戸市牧の原２番地の19　牧の原公団住宅１街区22棟1119号、開始決定時の住所千葉県松戸市五香８丁目30番地の27
破産者　竹下久美枝
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２４号
千葉県柏市松葉町４丁目７番地５棟404号
破産者　東方　　誠
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２１号
千葉県柏市松葉町７―28―20
破産者　株式会社ワインショップキムラ
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２２号
茨城県取手市小文間5428番地２
破産者　木村　貞夫
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３８号
千葉県柏市酒井根２丁目１番44号　テラスオグラＣ２号
破産者　石塚　隆弘
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４６号
千葉県野田市山崎2702番地の155
破産者　長谷川大恭
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３５９号
千葉県流山市十太夫107番地の41（新Ｃ59街区７）102
破産者　松﨑　美佳
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８０９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町１丁目６番地５　ＴＫビル301
破産者　株式会社ウィズマップ
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区和田１丁目21―10―202
破産者　石井　　均
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部